

# 福岡救急医学会会則

## 第1章 名 称

第1条 本会は、福岡救急医学会と称する。

## 第2章 目的および事業

第2条 本会は、福岡県および隣接県における救急医学の研究研修を推進し、救急医療の普及発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

1. 学術集会（定例医学会、専門委員会など）の開催
2. 研究資料などの刊行
3. 日本救急医学会との連携
4. 本会の目的を達成するために必要なその他の事項

第4条 本会の事務局を当分の間、九州大学大学院先端医療医学講座災害救急医学分野に置く。

## 第3章 会 員

第5条 会員は、本会の目的に賛同して、救急医療の臨床、研究もしくは事業に従事している者で、下記のいずれかに該当し、第6条に定める手続きを完了した者とする。

1. 正会員 医師・看護師・救急救命士
2. 施設会員 本会の目的に賛同する大学の教室、研究機関または診療機関ならびにこれに準じる施設
3. 協力会員 その他の救急医学・医療関係者
4. 名誉会員 本会のために特に功労のあった者のなかから幹事会および評議員会の議を経て会長が推薦する個人とする。
5. 賛助会員 本会の目的に賛同して特別の所定会費を納入する団体または個人とする。
6. 学生会員

第6条 本会に入会しようとする者は、当該年度の会費をそえて本会事務局に申し込むものとする。

第7条 会員は次の理由によってその資格を喪失する。

1. 退会
2. 会費の滞納（継続3年以上）
3. 死亡または失踪宣言もしくは団体の解散
4. 本会の解散
5. 除名

第8条 本会を退会しようとする者は、その旨を文書を持って本会事務局に届け出なければならない。

第9条 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、幹事会ならびに評議員会の議決によって会長がこれを除名することができる。

#### 第4章 役員

第10条 本会にはつぎの役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
幹 事	若干名
監 事	2 名
評 議 員	会員総数の1 / 4以内
学術集会会長	1 名

第11条 本会の役員は、評議員会において正会員の中から選出する。選出については別に施行細則で定める。

- 第12条
1. 会長は本会を代表し、本会の会務を統括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
  3. 会長、副会長および評議員は評議員会を構成し、本会の運営を議する。  
評議員会は会長が招集し、会長が主宰する。評議員のうち若干名を幹事および2名を監事に任ずる。
  4. 幹事は会長を補佐して本会の会務の執行に当る。
  5. 監事は本会の会務、会計を監査する。
  6. 学術集会会長は本会の定例医学会学術集会を主宰する。

第13条 本会の役員の任期は、つぎのとおりとする。

1. 会長および副会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
2. 評議員、幹事および監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
3. 学術集会会長の任期は、当該年度定例医学会終了までの約1年とする。

## 第5章 会議および委員会

第14条 本会には、会務を議するためにつぎの会議をおく。

1. 幹事会
2. 評議員会
3. 定期総会

第15条 幹事会は、つぎの各項にしたがって開催する。

1. 幹事会は会長、副会長、幹事、監事、学術集会会長をもって構成する。
2. 幹事会は毎年2回、会長が招集する。ただし幹事から会議の目的を示して請求があったとき、または会長がその開催の必要をみとめたときには、会長は、速やかに臨時幹事会を招集しなければならない。
3. 幹事会は幹事現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を行い、議決することができない。ただし当該議事について、あらかじめ文書によって意思を表示した者は、これを出席者とみなす。
4. 幹事会の議長は会長とする。
5. 名誉会員は、幹事会に出席して意見をのべることができる。
6. 幹事会の決議事項は評議員会で審議し、承認を得ること。

第16条 評議員会は、つぎの各項にしたがって開催する。

1. 評議員会は毎年1回、会長が招集する。ただし評議員から会議の目的を示して請求があったとき、または会長がその開催の必要をみとめたときには、会長は速やかに臨時評議員会を招集しなければならない。
2. 評議員会は評議員現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を行い、議決することができない。ただし当該議事について、あらかじめ文書によって意思を表示した者は、これを出席者とみなす。
3. 評議員会の議長は学術集会会長とする。
4. 名誉会員は、評議員会に出席して意見をのべることができる。
5. 評議員会は幹事会の決議を審議して、承認を与える。

第17条 定期総会は、つぎの各項にしたがって開催する。

1. 定期総会は、正会員および名誉会員をもって構成する。
2. 定期総会は、毎年1回会長が招集し、会務を報告する。
3. つぎの各号に掲げる事項については、定期総会に報告しなければならない。
  - (1) 事業報告および収支決算
  - (2) 事業計画および収支予算
4. 定期総会の議長は学術集会会長とする。

第 18 条 定期総会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 19 条 すべての会議の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表 2 名が署名してこれを事務局に保管する。

第 20 条 本会には、その事業の円滑な実施をはかるため、つぎの各項にしたがって委員会を設置することができる。

1. 委員会の設置および解散は、幹事会の議決による。
2. 委員会の委員長および委員は、会長が委嘱する。
3. 委員会の名称、研究事項などは附則に記載する。

## 第 6 章 定 例 医 学 会

第 21 条 定例医学会は通常毎年 1 回開催し、学術集会会長が主宰する。学術集会会長は評議員会において評議員の中から選出する。いずれも任期は当該年度定例医学会終了までの約 1 年とする。

## 第 7 章 看 護 部 会

第 22 条 本会に看護部会をおく。

第 23 条 看護部会の学術集会は、本会学術集会会長のもとに毎年 1 回以上開催する。

第 24 条 看護部会は、原則として本会の正会員たる看護師、ならびに救急看護問題に対する関心のとくに深い本会会員をもって組織する。

第 25 条 看護部会は、会則第 2 章に則り、部会規約を規定することができる。

第 26 条 看護部会の役員のうち少なくとも 1 名は、本会の役員をもってあてる。

## 第 8 章 救 急 隊 員 部 会

第 27 条 本会に救急隊員部会をおく。

第 28 条 救急隊員部会の学術集会は、本会が学術集会会長のもとに毎年 1 回以上開催する。

第 29 条 救急隊員部会は、原則として本会の正会員たる救急救命士ならびに救急隊員、救急業務に対する関心のとくに深い本会会員をもって組織する。

第 30 条 救急隊員部会は、会則第 2 章に則り、部会規約を規定することができる。

第 31 条 救急隊員部会の役員のうち少なくとも 1 名は、本会の役員をもってあてる。

## 第 9 章 会 計

第 32 条 本会の資産は、つぎのとおりとする。

1. 会 費
2. 事業にともなう収入
3. 資産から生ずる果実
4. 寄付金品
5. その他の収入

第 33 条 本会の事業を遂行するために必要な経費は、前条の資産をもって支弁する。

第 34 条 本会の事業計画およびこれにともなう収支予算は、毎会計年度の開始前に会長が編成し、幹事会および評議員会の議決を経て総会に報告しなければならない。

第 35 条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後に事務局長が作成し、総会に報告しなければならない。

第 36 条 本会の会計年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年の 8 月 31 日をもって終わる。

## 第 10 章 補 則

第 37 条 本会の会則および附則は、評議員会の議決を経なければ、変更することができない。